

憲法議会における「ワイマール・モデル」：  
生存権規定の挿入

TAKAHASHI, Hikohiro / 高橋, 彦博

---

(出版者 / Publisher)

法政大学社会学部学会

(雑誌名 / Journal or Publication Title)

社会労働研究 / Society and Labour

(巻 / Volume)

37

(号 / Number)

1

(開始ページ / Start Page)

1

(終了ページ / End Page)

48

(発行年 / Year)

1990-07

(URL)

<https://doi.org/10.15002/00006703>

# 憲法議會における「ワイマール・モデル」

——生存権規定の挿入——

高橋彦博

芦田（均）委員長「ワイマール憲法と、名前を聞いただけでぞつとするのは」

鈴木（義男）委員「私は違った見方をしています。もしあの憲法が（重められずに）施行されていたら、ドイツは救われていたでしょう」

——一九四六年八月一日、第九〇回帝國議會憲法改正案委員小委員会にて。——

- 一 「ワイマール・モデル」の提起
- 二 「ワイマール・モデル」の展開
- 三 鈴木義男におけるワイマール・デモクラシー
- 四 森戸辰男におけるワイマール・デモクラシー
- 五 大正デモクラシーにおけるワイマール・デモクラシーの受容

——結びとして——

## 一 「ワイマール・モデル」の提起

日本社会の基底部分に、地下水脈として底在していた「近代化」志向のエートスは、第二次世界大戦終了直後における大日本帝国憲法の改正過程で浮上、日本国憲法形成の自生的要因として顕在化し、戦後史の起点となった。「近代化」を志向するエートスの、日本国憲法形成過程における「集権モデル」あるいは「ワイマール・モデル」としての顕現を確認するとき、「理念が世界において己れの姿を現わす」とする歴史哲学に、改めて立ち戻らざるをえない。日本国憲法の草案は、確かに占領軍総司令部によって作成された。しかし「GHQ草案」は、そのまま翻訳されて憲法議会としての第九〇回帝国議会（一九四六年六月開会）に提起されたものではなかった。

一九四五年一〇月に組閣され一九四六年四月に倒壊する幣原喜重郎内閣は、「GHQ草案」に対し、一院制を二院制にし、「土地固有化」規定を削除するなど、質的な変更を意味する内容上の修正を加えることに成功していた。その上で政府草案を「要綱」として一九四六年三月六日に発表している。この変更を第一次修正と呼べば、再編過程にあった支配階層の指導理念となっていたのは、「復古」志向ではなく、「近代化」志向のエートスであり、具体的には「集権モデル」による政治統合システムの合理的再構築であった。

政府草案、すなわち「GHQ草案」の修正案は、幣原内閣の後を継いだ吉田茂内閣によって招集された憲法議会において、第一次修正以上の質的な変更を意味する修正を受けた。この修正を第二次修正と呼べば、社会党政権が出現する前夜の政治過程に登場したその修正構想は、これもまた基本的には「近代化」エートスを嚮導観念とするものであったが、具体的には「ワイマール・モデル」による社会化システムの展開を企図する新構想であり、この第二次修

正の主な担い手は、やがて出現する社会党政権の主要閣僚たちであった。

まず、第一次修正における「集権モデル」の発現経過であるが、幣原内閣は、「GHQ草案」の訳出形態を探りながら、内容における大幅な修正を試みた。天皇制の「象徴」化、交戦権と再軍備の自己否定、などの形式枠を守りながらも、二〇点以上の修正を実現させることに成功している。国務大臣・松本丞治、内閣法制局第一部長・佐藤達夫などを主役に試みられた第一次修正は、「GHQ案の日本化」であり、そこに秘められていたのは「法技術的な面できりぎりの、保守体制に有利な、あるいは日本の法伝統に整合するような抵抗」であった、とされている。

「GHQ草案」は、分節民主主義を前提とする「連邦国家モデル」であった。したがって、「GHQ草案」に対する「日本化」と「抵抗」の試みは、当時の日本の支配層が自覚する日本社会の特質としての中央集権体制への固執を具体化する対抗モデルの設定とならざるをえなかった。

「GHQ」草案に対しては、当然なことながら、日本社会の体質からする拒絶反応が示された。たとえば、「GHQ草案」における憲法前文が不要とされた。国民主権の明文化が避けられた。皇室典範を国会の審議対象とすることが忌避された。基本的人権には「安寧秩序」の枠が与えられようとした。爵位・栄典制度の存続が計られ、土地国有化と社会保障制度義務化の方向性が否定された。しかし、これらの修正の試みは、すべて実現したわけではない。拒絶反応の多くは無視されたまま消えている。

第一次修正において、地方自治関連の何点かについて、隠微な、あるいは公然とした修正が試みられ成功しているが、それらの点に、第一次修正が設定した対抗モデルとしての「集権モデル」の特徴が端的に示されている。

まず、コミュニティ概念が拒絶された。「GHQ草案」における〈the whole community〉は「国家社会」へ、最終的には「全体」へ置き換えられた。同じく「首都地方、市及町ノ住民」(the inhabitants of metropolitan areas, cities

and towns) は、「地方公共団体」となつて「住民」が消去され、「彼等自身ノ憲章」(their own charters) は単なる「条例」とされて、地域住民の直言に対する法的保障が拒否された。<sup>(3)</sup>そこにあるのは、強烈な国家主義原理からする多元主義的社会構成原理の拒絶であつた。

第一次修正において、二院制への固執が見られたが、その場合も、一院制による連邦の単位として「地方政府」(Local Government) を設定するという「GHQ草案」を、職能代表に地域代表を加えて「参議院」に結集し、そうすることによつて「地方政府」を「地方自治体」(Local Self Government) に転換させようとする作爲が秘められていたと見てよいのではなからうか。ここにも強烈な国家主義原理からする「集権モデル」の露呈があつた。

幣原喜重郎がそうであつたが、吉田茂の場合も同様に、戦後日本の再建方針の基軸を「皇室」の「護持」や「御安泰」に置いていたのは確かである。<sup>(4)</sup>だが、当時の政権担当者において天皇制護持が唱えられたのは、もつとも効果的な政治統合機能を君主に見出す機関説の評価においてであつた。幣原や吉田や、その後継者としての片山哲や芦田均に見られるのは、完全な共和制に対する時期尚早論であり、文化的統合の象徴としての天皇家の位置に敬意を払うことの持つ政治的效果への冷静な測定であつた。それは、国体論に距離を置く一般的な君主制論であつた。

「連邦国家モデル」の修正として構成された「集権モデル」における政府草案は、戦後第一回の総選挙、一カ月にわたる政権空白、幻の鳩山「連立」政権、第一次吉田内閣の登場、という政治的激変の状況をくぐり抜け、一九四六年六月二〇日開会の第九〇回帝國議會に上程されることになつた。<sup>(5)</sup>ただし、この数カ月間における政治的激変の状況は、「連邦国家モデル」のさらなる修正要因として、そればかりではなく「集権モデル」をも修正する新たな要因として、「ワイマール・モデル」を登場させる場の提供を意味した。

憲法議會としての第九〇回帝國議會における政府草案の修正は、占領軍総司令官が吉田内閣を通じて行なわせた国

民主権規定の明文、象徴天皇に対する国政関与権限の規制、國務大臣の議員資格（半数以上）・文民資格（全員）の指定、などがその主な内容であったとされている。<sup>(6)</sup>しかし、この第二次修正において見落せない一つのポイントになっているのは、日本社会党（以下、社会党と略記）から提起され承認された生存権規定の追加であった。

第二次修正において政府草案の第二三条は第二五条となり、その冒頭に「すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する」との一項が追加されたが、この修正は社会党の提案によるものであった。そして、この追加された一項は、日本国憲法とその法体系の総体に、基本的人権を保障する市民法の水準に留まるだけでなく、生存権を保障する「社会法」の水準で解釈され運用されることを求める起点となった。

たとえば、日本国憲法第二五条第一項は、労働基準法第一条第一項における「労働条件は、労働者が人たるに値する生活を営むための必要を充たすべきものでなければならぬ」との規定をもたらし起点として機能している。

第二次修正として、第二五条第一項に関する社会党の提案が承認されたのは、一九四六年八月一日、憲法改正委員会の小委員会においであったが、修正案の提案者として、社会党の鈴木義男は次のように主張している。「生存権は、何よりも重要な人権の一つです。結局、問題は、我々の憲法を十九世紀の古い形式のままにするか、或いは、二十世紀の初頭以来各国が採択している新しいパターンに従って構成するかに煮つめられます<sup>(7)</sup>」。ここで社会党の代表が、「何よりも重要な人権の一つ」として、すなわち人権の一種であるが人権一般と同一視しえない重要な権利として、生存権規定を位置づけている意味に注目しておきたい。

社会党の代表は、基本的人権と生存権の関係を断絶させるのではなかった。また、市民法を克服する「社会法」というとらえ方をするでもなかった。ただ、基本的人権を倫理的で描象的な規定としてとらえ、その政治的形式の水準に生存権を留めておくような理解を懸命に避けようとするのが、社会党代表の生存権規定の位置づけであった。た

たとえば鈴木は、第一三条の基本的な人権規定に生存権規定を付加する案に対して、「木に竹をついだようなもの」になるとして反論を加えている。基本的な人権規定は「個人は尊重される」という倫理規定であるが、生存権規定は「経済上の生活の保障」を意味し、「個人の現実生活」を扱っているのであつて、あくまで形式権利規定と別の条の規定にすべきであるとし、その主張を他の党の代表に認めさせている。<sup>(2)</sup>

ところで、生存権規定について他の党の代表の賛意を得るにあつて、社会党の代表は、「結局、我々の立場が違ふんです。解決が不可能なら、討論は打ち切つて、他の判断にまかせる他はありませんよ」ときわめて強圧的であり威嚇的でした。他の方の代表の方が「しかし、我々は出来る限り協調を保つて行かねばならない」と協議の姿勢を示している。<sup>(3)</sup> 社会党は、第九〇回帝国議会において、他党を圧し、生存権規定として「ワイマール・モデル」を憲法原理の一端に組み込ませることが出来る地歩を確保していたのである。

この社会党の地歩は、一九四六年四月一〇日に実施された戦後第一回の総選挙によつてもたらされたものであつたらうか。まずはそう見るのが妥当である。女性の参政権を認めた最初の総選挙で第一党になつたのは自由党（一三九議席）であり、進歩党（九三議席）の第二党に続き社会党（九二議席）は第三党であつたが、第三党の社会党には一年後の総選挙で第一党となる勢いが示されていた。議席数で進歩党と同じと計算された瞬間があつただけでなく、得票数において、社会党は、進歩党を主要な幾つかの選挙区で抜き、第一党の自由党をも東京、山梨、福岡で押え込む勢いを見せていた。

さらに、総選挙後の混乱した組閣工作、すなわち「政権空白」期と呼ばれた一カ月余の政治的高揚期に、組閣工作の主役となつたのは自由党であり社会党であつた。進歩党ではなかつた。第一次吉田内閣段階において、社会党はそうなる可能性の濃厚な政権交替要員の地歩を占めていたのであり、憲法改正のための小委員会に社会党を代表して出

席した鈴木義男、森戸辰男、西尾末広らは、実質的な影の内閣の構成員であった。この三人は、一年後の社会党政権において、司法大臣、文部大臣、内閣官房長官（国務大臣）の職に就いている。

しかし、第九〇回帝國議會における社会党の地歩を裏付けていたのは、国内の総選挙後の政治情勢だけではなかった。鈴木言う「他の判断」とは何であったのか。それは明らかに占領軍總司令部の意向であった。今日に至るまで非公開の取り扱いを受けている憲法改正案委員小委員会の議事録からは、「帝國議會における修正も總司令部の事前の了解と承認が必要であったこと、修正の主なものは總司令部の要求によるものであったこと、なかには修正というよりも翻訳の訂正であったこと等が明らかになる」とされている<sup>(10)</sup>。その通りであろう。「他の判断」と言い切った鈴木義男自身が、「GHQ草案」起草の中心人物であったケーデイス大佐と直接、連絡を取っていたことを認めている<sup>(11)</sup>。たとえ、そうであったとしても、占領軍總司令部が設定した「連邦国家モデル」を、「集権モデル」の修正動向と競合しながらそれに競り勝って社会化規定を挿入する方向で修正した社会党の影響力の要因としては、社会党の社会化規定要請の背景となっていた世界史的動向を見て置くべきであろう。

社会党の修正要求は、二〇世紀憲法論を立脚点としていた。それだけに「GHQ草案」に対する修正能力を示し得た。具体的には、二〇世紀憲法の潮流を代表するワイマール憲法を、ワイマール共和国の出現直後から評価し続けて来たという自負が、社会党の修正要求提出者たちにあったのである。

第九条第二項の冒頭に「前項の目的を達するため」が挿入された「芦田修正」の日と、第二五条の冒頭に生存権規定が挿入された日は同じ日であり、同じ委員会においてであった。第九条の修正は、「集権モデル」に基づく意図的修正の最後の試みであったとする解釈が妥当であろう<sup>(12)</sup>。生存権規定の挿入については、鈴木が次のように、その「ワイマール・モデル」に基づく修正の意図を説明している。



それから第二十五条第一項、これが原案になかったのでありますが、これは当時の社会党の森戸辰男さんと私とで相談をいたしました、ぜひ一つこれも入れてもらいたい。これはドイツ憲法では、人間に値いする生活、メンシェンヴェルディグス・デアザインという憲法の規定があつて、実にわれわれをして感奮興起せしめたものでありますが、日本でも一つ、ああいう規定がなくちやおもしろくないというので、人間に値する生存を保障するというような言葉にしたいと思つて、それじやあまり直訳外国語を聞いているような気がしますから、そこで考えた結果、「すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。」<sup>(1)</sup> こういう言葉に直したわけでありますが、とにかくこれはわれわれが希望して入れていたのだいわけでありませう。

社会党周辺の憲法草案検討過程で、すでに提起されていた生存権規定であつたが、憲法議会においては、大日本帝國憲法体制下における社会科学の徒としての、あるいは社会法学開拓者の一人としての、森戸辰男や鈴木義男によつて、かつて「感奮興起」したワイマール憲法第一五一条の規定が、この時、この場においてこそ、との思いを込めて、社会党を代表する立場から提起されたのであつた。

戦後改革期の始点で、戦後民主主義の主要な原点として定立された社会化方向の基盤となつたのは、日本の社会の地下水脈となつていた今世紀初頭におけるワイマール・デモクラシーの受容であり、ワイマール憲法の社会化規定に接触した「感奮興起」であつた。

(1) 田中英夫「憲法制定過程覚え書」有斐閣、一九七九年、一八〇ページ以下参照。

(2) 古関彰一「新憲法の誕生」中央公論社、一九八九年、一五〇ページ。官僚による「日本化」と「抵抗」がこの段階に

における修正の特徴であった、とされている。同上、二二三ページ。

- (3) 占領軍総司令作成の「Constitution of Japan」(日本国憲法)の英文テキストと外務省による訳文、およびこの「HQ草案」の修正案として、内実是对抗案として、一九四六年三月二日に作成された「日本案」等、原資料類の所在状況と、それらの内容についての解説・位置付け・評価などについては、田中英夫、前掲(一の注1)「憲法制定過程覚え書」や古関彰一、前掲(一の注2)「新憲法の誕生」が詳しい。なお、「憲法第八章の制定過程における日本官僚の策謀」と、日本の公法学者における「地方自治を、国政を中心とする代表民主制の補充的、副次的なものとしてしか考えていない」旧憲法感覚についての的確・簡潔な指摘として、河合義和「現代憲法の視点と論理」勁草書房、一九九〇年、がある。コミュニティ、住民、チャーター、アッセンブリー、などの換骨奪胎過程については同書3、5を参照。

- (4) 通説に囚われない日本国憲法成立史を試みた古関彰一、前掲(一の注2)「新憲法の誕生」においても「天皇制を護持する」方針であったことが確認されるに留まっている。二〇四〜二〇五ページ。幣原や吉田に芦田均をも含め、「イデオロギーとしての天皇制は、ほとんど戦前と戦後に断絶はなかったのではないか」とされている。同上、二二三ページ。
- (5) 憲法改正をめぐる極東委員会と占領軍総司令部との間のズレや葛藤、ケネス・コルグロウ教授の介在、などについては、古関彰一、同右「新憲法の誕生」が意欲的な分析を試みていて参考になる。憲法議会の位置づけや「国体護持」論の指摘など、通説の域を出ていないが、政権空白期を政治的高揚期ととらえる試みについては多少詳しい分析として拙著「日本の社会民主主義政党―構造的特質の分析」法政大学出版局、一九七七年、を参照されたい。

- (6) セオドア・マクネリー「管理された革命―憲法改正の政策と過程―」、坂本義和/R・E・ウォード編「日本占領の研究」東京大学出版会、一九八七年、所収、を参照。マクネリー論文のテキストは、Theodore H. McNelly, "Induced Revolution": The Policy and Process of Constitutional Reform in Occupied Japan, in Edited by Robert E. Ward and Sakamoto Yoshikazu, *Democratizing Japan: The Allied Occupation*, University of Hawaii Press, 1987.

- (7) 第九十回帝国議会衆議院帝国憲法改正案委員小委員会速記録「第七回」一九四六年八月一日、二九一ページ。以下、森清監訳「憲法改正小委員会秘密議事録―米国公文書公開資料―第一法規出版、一九八三年刊による。ページ数は同

書のもの。『憲法改正案小委員会速記録』が「秘密議事録」扱いされてきた経過については、同書「解説」を参照。

(8) 同右『憲法改正案小委員会速記録』二九一ページ、二九二ページ。句読点を修正。このような生存権の位置づけこそ、やがて福祉政策としての社会保障、都市政策としての社会資本、環境政策としての社会保険、と多面的に展開される「シビル・ミニマム」を開花させる起点となるものであった。平和的生存権を含め、生存権を市民革命の基底に据える発想については、松下圭一『市民福祉の政策構想』『中央公論』一九七六年六月。『昭和後期の争点と政治』木鐸社、一九八八年所収、を参照。

(9) 同右『憲法改正案小委員会速記録』二九二ページ。ここで他の党とは、与党である進歩党のことである。進歩党の代表者は、この場合、原夫次郎である。原は後に島根県知事。なお、原夫次郎と鈴木義男は、一九三〇年代、共に法政大法学文学部の教授であった点に注目しておきたい。

(10) 前掲(一)の注7)『憲法改正小委員会秘密議事録』「解説」。

(11) 鈴木義男『私の記憶に存する憲法改正の際の修正点―参議院内閣委員会に於る公述速記―』『第二十四回国会参議院内閣委員会会議録第三十八号』所収。憲法調査会事務局刊行小冊子『憲資・総第一二号』、一九五八年二月、による。

(12) 坂本ほか、前掲(一)の注6)『日本の占領』所収のセオドア・マクネリー論文、および前掲(一)の注7)『憲法改正小委員会秘密議事録』所収の入江俊郎『衆議院帝国憲法改正案委員小委員会審議録要約』によれば、「芦田修正」は当初から自衛権の容認を含蓄するものとして、芦田その他の関係者によって理解されていた。なお、そのような把握に対する批判的見解については、次節(二)の注10)を参照。

(13) 鈴木、前掲(一)の注11)『私の記憶に存する憲法改正の際の修正点』一二二ページ。

## 二 「ワイマール・モデル」の展開

日本国憲法施行後、最初に成立した内閣は、社会党首班政権としての片山哲内閣であった。片山内閣において、新

憲法体制における初代の司法大臣となつたのは、先にも触れた通り、鈴木義男であつた。その鈴木は、後年、一九五五年であるが、第二四回国会の参議院内閣委員会の参考人として、憲法改正過程における議會の修正について公述している。憲法調査会法案の審議過程における参考人としての公述であつた。

鈴木〔1〕の「記憶」によれば、憲法議會における政府草案の修正箇所は一〇カ所を越えている。この場合、修正の対象としての政府草案の原案が「GHQ草案」であり、政府草案の修正が、最終的には占領軍総司令部との折衝となることは、党派を越えたお互いの了解事項であつた。つまり、鈴木によれば一〇余カ所の修正が示しているように、占領軍総司令部の強圧によつて「やむを得ずこしらえた憲法である」などというのは「うそ」であり、憲法改正のための特別委員であつた鈴木としては、「私は憲法を相当自由なる立場において作つた」と自覚しているのであつた。

鈴木は言う。「見本を示されて作られたということならば、それは私も納得いたします。また、鈴木は、出来上がつた日本国憲法について「技術的に改正、または修正した方がよいと思われる箇条も二、三ないし四、五ないわけではない」ことを認める。しかし、鈴木によれば、日本国憲法は「民主革命」の成果であり、改正をしなくても「今のままでやっていける」のであつた。鈴木は、憲法調査会法案を浮上させた憲法改正論に、正面から反論を加えている。「占領下において作つたからいけないというのなら、これは憲法無効論でなければならぬ」と。この鈴木の憲法「改正」論批判は、一つの鋭い論点となつてはいないであらうか。

鈴木は、政府草案が修正された事実経過の意義を強調するとともに、社会党が修正提議を試みたにもかかわらず、新憲法の性格を明確にする内容の何点かの重要な修正要求が、憲法議會において、自由党と進歩党の賛同を得ることが出来ずに通過しなかつたことの意味をも強く指摘する。鈴木は、通過させなかつた自由党と進歩党を非難するのではない。社会党が修正提議する諸点は、「百パーセントGHQはこれを容認した」と鈴木が確信する諸点であつた。

それにもかかわらず、自由党と進歩党はそれぞれの党派の立場において社会党の修正提議を拒否したのであり、そこに鈴木が、日本国憲法は「相当自由なる立場」において作成されたと主張する根拠の一つが見出されるのであった。自由主義法学の伝統を担う良識ある議会人としての鈴木のもの、面目躍如たる指摘であると見れよう。

鈴木が挙げる憲法議会における政府草案の修正箇所一〇余カ所とは次の諸点であつた。

### 〔可決された修正条文〕

#### ①前文、関連して第一条

「国民の総意が至高」とあつたのを「主権が国民に存する」と明確にした。ソヴレンティの所在の明文規定化。

「私は一番先に本会議でまず質問をし……」た。  
(九ページ)

#### ② 第六条

最高裁判所の長官は内閣総理大臣によつて任命されることになつていたのを天皇によつて任命されることにし、三権分立を確定した。

「私は……直してもらいたいと言つて提案し……」た。  
(九〜一〇ページ)

#### ③ 第九条

「日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し」を挿入した。

「前項の目的を達するため」は芦田提案であつたが、接続詞として挿入した。

「われわれも全く共鳴し……」た。  
(二一ページ)  
「私も賛成し……」た。  
(二二ページ)

④ 第一〇条

「日本国民たる要件は、法律でこれを定める」と規定した。

「われわれが入れた条文でありまし……」た。

(一一～一二ページ)

⑤ 第一七条

「何人も、公務員の不法行為により、損害を受けたときは、法律の定めるところにより、国又は公共団体に、その賠償を求めることができる」と規定した。

「私が入れることを希望し、入れていただいた条文であります」  
(一二ページ)

⑥ 第二五条

「すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する」を第一項として挿入した。

「われわれが希望して入れていただいた」。  
(一二～一三ページ)

⑦ 第二七条

勤労の権利に、勤労の「義務」を追加した。  
勤労の条件に就業時間とともに「休息」を挙げた。

「われわれも賛成」。  
「入れていただいた」

(一三ページ)

⑧ 第三〇条

「納税の義務」を規定した。

義務を憲法で規定することは「邪道」であるが「入れた」。

(一四ページ)

⑨ 第四〇条

「何人も、抑留又は拘禁された後、無罪の判決を受けたときは、法律の定めるところにより、国にその補償を求めることができる」と規定した。

「これも私が入れていただいた。」  
(二四ページ)

(四章、五章、六章、七章等、字句の修正)

⑩ 第八八条

皇室に世襲財産を認めようとする動きが衆議院議長らによって示され、GHQと直接交渉がなされたが、その動きを否定した。

「われわれの不満」によって「樋貝議長が辞職した」。  
(二五ページ)

⑪ 第九八条

憲法の最高法規性に、条約と国際法規の遵守義務を付加した。

「修正を加えた」  
(二五ページ)

⑫ (草案第九七条)

華族その他の貴族について一代限りの特権を認める条項を全文削除した。

「やめることにいたしました」  
(二五ページ)

(鈴木義男、前掲(二の注1)) 私の記憶に存する憲法改正の際の修正点。【憲資・総第二二号】による)

右に見た修正箇所は、すべて憲法議会における衆議院帝国憲法改正案委員小委員会(以下、小委員会と略記)において決定された政府草案の修正箇所である。この修正を受けた案が、その案文どおり憲法改正案委員会と衆議院本会議で可決・承認され、貴族院で若干の修正が追加された上で衆議院で再度、可決され、公布、施行の運びとなった。鈴木が「私もこれは修正した」と言う場合、社会党が修正した部分と、社会党が賛同して修正された部分と

の区分が明確でない。その区分が鈴木氏の「記憶」において曖昧になるほど、政府草案（原案は「GHQ草案」）の修正は党派を超えた協議によつてなされた。そして、一〇余箇所を教える主要な修正箇所の多くは、あえて言えばその三分の二は、社会党の積極的提議によるものであった。

ところで、社会党の提議があつたにもかかわらず、自由党、進歩党、そして小党派の賛同を得ることが出来ずに成立しなかつた修正箇所が何点かある。この不成立修正箇所と、先の成立した修正箇所の何点かを合わせて見ると、社会党の修正提議が全体として「ワイマール・モデル」に嚮導される構成を目指していたことが明らかである。

もう一度、鈴木氏の「記憶」に戻れば、不成立に終わった修正希望箇所は次の諸点であつた。

〔否決された社会党修正案〕

- (1) 前文中の「専制と隷従、圧迫と偏狹を地上から永遠に除去……」とある部分に「搾取と窮乏」を入れたいとする社会党提案は認められなかつた。
- (2) 「第一章天皇」から始めるのでなく、「第一章国民」から始めるべきであるとする社会党提案は受け入れられなかつた。
- (3) 第七条との関連で、天皇の国事行為を認めるべきでないとするのは社会党だけで、この案は拒否された。
- (4) 第二六条との関連で、才能あつて資力なき青年の高等教育は国費で負担せよとする社会党の提案は退けられた。
- (5) 第二九条との関連で、重要産業国有化の布石として「私有財産は正当なる補償のもとにこれを公共のために用いることができる。ただし、やむをえない場合には、国会の議決によつて補償を給しないで用いることができる」とする規定を挿入しようとしたが、この社会党の提案に賛同者はいなかつた。

先に瞥見した〔可決された修正条文〕と、右の〔否決された社会党修正案〕の総体において、憲法議會における社会



党の憲法構想、すなわち「ワイマール・モデル」のイメージが鮮明に浮上してくると言えよう。可決された修正条文におけるよりも、否決された社会党修正案の内容に、「ワイマール・モデル」の特徴点が強く示されているとも言えよう。

小委員会に提出された社会党の「憲法改正案修正案」は、他のどの党の修正案より多面的で多項目にわたる内容の修正を求める提案となっていた。<sup>(2)</sup>特に第三章の「国民の権利及び義務」については、小委員会の委員長芦田均が、修正要求のすべてが「同等の重きをなすのか」と問い質すほど詳細な項目列記となっていた。そして、社会党のそのような修正要求について、鈴木は「我々の条項は外国の憲法から写し直されたものである、という事実<sup>(3)</sup>に御注目頂きたい。同じ条項がドイツ、ソビエト、フランスの憲法にもみられます」と率直に説明している。社会党がモデルとした外国憲法の中でもワイマール憲法が特記される位置にあつた。鈴木は言う。

ドイツのワイマール憲法には、家族の一員としての国民の生活、血の純粹さ、それに国民の家庭生活に関連した事柄に対する条項があります。私が考えておりますことは、同様の事柄の簡潔な所説を挿入することなのであります。<sup>(4)</sup>

これはドイツのワイマール憲法をまねしたものです。ワイマール憲法には「すべての健全なるドイツ国民は、公共の福祉のために労働を提供するものとし、国は常に勤労を望む者にその奨励を目的とし雇傭を与える」と規定されています。<sup>(5)</sup>

我々は今朝同じ議論をして、これこれは憲法に含めるべきと主張したのです。勿論、借地権もこれに加えてほしいと思います。ワイマール憲法を引用すると、また、おとがめを頂くかもしれませんが、その中に同様の条文がありますので……。

各国の憲法典をモデルとして修正案を提起する社会党の姿勢に対し「先例のまねをしてほしくありません」と

苦々しい表情で対応したのは芦田均委員長であった。小委員会の構成メンバーを見ると、社会党を代表する鈴木義男や森戸辰男に学識、研究歴、社会的地位（戦時下翼賛政治との距離）などで、対等あるいはそれ以上の関係で議論できる立場にあったのは芦田均だけであったと見れる。<sup>(7)</sup>それに、進歩党は結党時から修正資本主義に傾き、自由党は、まだ自由主義を指導理念として確立出来ない段階にあった。<sup>(8)</sup>そのような小委員会という場の雰囲気であつて、芦田は、外務官僚出身というだけでなく外交史を専攻する立場からであろう、安易な他国モデルの設定に慎重であり、とりわけワイマール憲法に対しては、「殆んど失敗に終わり実行を見なかつた憲法」としてモデルとしての価値を認めず、ワイマール憲法、おそらくはワイマール・デモクラシーとワイマール共和国の経験総体に対する、嫌悪感すら示していた。

他国の憲法典のモデル化を意識的に警戒していた芦田は、「連邦国家モデル」の制度化に対しても充分に批判的であつた。憲法の最高法規性の規定に関して、政府草案は「アメリカの憲法の第六章第二項を文字通り写したような気がします」と指摘し、各州の法律や命令と連邦の法律や命令を区別する規定の無意味さを指摘したのがその例である。<sup>(9)</sup>小委員会において「集権モデル」が前面に押し出されることはなく、陰微に固執される立場となつていたが、「集権モデル」固執の主な担い手は芦田であつた。

ここで付言すれば、第九条のいわゆる「芦田修正」については、小委員会において芦田委員長が果たしていた役割において検討が加えられる必要がある。芦田委員長が担つた「集権モデル」は、国体論ではなかつたが明らかかな国家主義であつた。芦田委員長の思惑の有無に関わらず、<sup>(10)</sup>本能的に自衛権を求めざるを得ない国家主義において「芦田修正」は実現していた。

進歩党の代表者たち、自由党の代表者たちは、擗取の廃絶や私所有権の制限など、社会主義的原理の容認が憲法

典に盛り込まれることには抵抗したが、資本主義体制あるいは自由主義体制を戦後日本の社会構成原理とする信念の立場を前面に押し出していたわけではなかった。むしろ、資本主義原理と自由主義原理がそのままではなく、ある程度の修正を加えられた形で実現するのが戦後の社会ではないかと理解し諦観する立場を示していた。ともあれ、憲法改正のための小委員会は、戦後日本の社会構成原理として、資本主義体制の原理的修正をどこまで認めるか、憲法論議の形でその境界線を決定する場となっていたのである。

ことごとくワイマール憲法を持ち出して芦田委員長の蠶鑿を買ったのは公法学者の鈴木義男であったが、社会政策学あるいは社会思想史の研究者としての広がりを持った論議で、鈴木とは異なつた説得力を示したのは同じく社会党を代表する森戸辰男であった。憲法前文において理念的国際社会を規定するにあたり、「経済権」として、「搾取と窮乏を地上から永遠に除去」すべきであるとする理想主義的立場の設定を明文化せよ、と力説したのは森戸であった。また、国民の「生存権」は、一九世紀的な「生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利」とは異なる二〇世紀的憲法原理による規定であると、「社会化」の原理を説明したのは森戸であった。森戸は、「経済権」や「生存権」の憲法原理化を求めるにあつて、その要請が社会主義化の要請ではないことを強調している。

……現在、問題になつてゐる悪のうち最たるものは貧困と搾取です。我が国の現状では政治的問題よりも、こちらの方がもっと重要です。これは世界的問題です。これなしでは、この憲法を作つても仕上げたことになりません。……社会主義者の大きな目標は貧困を排除することですが、この目的を宣言しているのは社会主義者だけではないのです。この目的は、社会主義的政策の中にあるのですが、資本主義者がこの目的を標榜したとて不思議はないでしょう。<sup>11)</sup>

法律が、存在するにしても、当然のことながら、実際に生計をたてられない国民が多勢いるのです。これらの人々にど

う対処すべきであるかが問題であります。生存権の保障の必要性が生じるわけで、このことが規定されるべきなのです。……国家を社会主義化するという意味ではありません。資本主義社会でも実行可能であります。第十二条が一般的な規定を含んでいても（制定法第一三条の「幸福追求権」―引用者）、更にこの点を明確にするのは新憲法次第であることを考慮すべきだと思います。

芦田委員長が、儀礼的ではなく、敬意を籠めた姿勢で、しばしば見解の表明を求める相手が森戸辰男であった。鈴木義男が自由法学から社会法学への接近を試みていた頃、森戸辰男はアントン・メンガーの「法的社会主義」からオーストロ・マルクス主義への展開過程を辿っている最中であつた。そのような二人であつたが、ほぼ同じ時期に、ワイマール・ドイツに留学し、社会化に注目しながらワイマール・デモクラシーを受容する経験を共有していった。

鈴木と森戸は、森戸の方が先輩であるが、共に新人会への関与が示すように、紛れもない大正デモクラットであつた。憲法改正小委員会における社会党代表の鈴木と森戸は、大正デモクラシーにおけるワイマール・デモクラシー受容の担い手として、戦後民主主義の起点部分における「ワイマール・モデル」の展開者となつていた。もう一人、小委員会に後から加えられた社会党代表として西尾末広がいたが、西尾は計一三回開かれた小委員会で実質二、二回の発言記録しか残していない。<sup>(1)</sup>西尾は、鈴木や森戸の知的ネットワークから外れた存在であつた。

憲法改正小委員会は、全会一致方式を採用した。社会体制の選択やイデオロギー対立の次元に論点が還元されることをお互いに自制し合う雰囲気（1）で小委員会は運用され、憲法改正案をまとめるに至っている。占領軍総司令部という大権を超える権力的存在との距離を測定しつつ、帝国議会の場で実質的な新憲法を制定するという作業の持つ

重みへの自覚が、日本共産党を除く各党派の協同関係を成立させたのであったと思われる。そのような場における「ワイマール・モデル」の展開であつた。

前文に「主権が国民に存する」と明記するにあたって、情報が新聞記者に流れ小委員会に波紋が生じたことがある。その時の収束経過には、社会党の代表が「一党の提案として公表することは好ましくありません」と「各党が他の党に同調」することを求め、自由党の代表が「社会党は常に国民に存するということを自由党や進歩党よりも強く主張してきました」と野党の社会党に一步譲る姿勢を示す情景が含まれていた。<sup>(16)</sup> 憲法議会における国民主権原理の確立は、占領軍総司令部の配置をも含め、超党派の合意事項とすべき事柄と判断する各党の理性によつて導き出されていたのである。

(1) 鈴木義男、前掲(一の注目)の記憶に存する憲法改正の際の修正点。自由な立場で「作つた」だけではなく、施行された憲法典について「再検討」する機会さえ提供していたとするのが、司法大臣であり法務庁総裁であつた鈴木における憲法制定過程の認識であつた。古関、前掲(二の注2)「新憲法の誕生」二九八〜二九九ページ参照。

(2) 前掲(一の注7)「憲法改正小委員会秘密議事録」所収「資料一」による。

(3) 第五回小委員会、一九四六年七月三〇日。同右「憲法改正小委員会秘密議事録」二〇六ページ。

(4) 第四回小委員会、一九四六年七月二九日。同右「憲法改正小委員会秘密議事録」一四三〜一四四ページ。ワイマール憲法第一一九条を指しての発言と思われる。「家族の純粋性保持と健康維持、その社会的奨励は国と地方自治体の任務である。」G. Anschutzのテキストによる。以下、同じ。

(5) 第五回小委員会、一九四六年七月三〇日。同右「憲法改正小委員会秘密議事録」一九八ページ。ワイマール憲法第一六三条と思われる。「すべてのドイツ人は、個人的自由を侵害されることなく、公共の福祉のために、その精神的肉

体的能力を活用する倫理的義務を持つている。」

(6) 第七回小委員会、一九四六年八月一日。同右「憲法改正小委員会秘密議事録」三一六ページ。第一五三条と思われる。「所有権は義務を有する。(Eigentum verpflichtet) その行使は、同時に公共善への寄与でなければならぬ。」

(7) 帝国憲法改正案委員小委員会委員の顔触れは(自由党) 芦田均、江藤夏雄、北吟吉、高橋泰雄、甘日出鷹(進歩党) 犬養健、原夫次郎、吉田安(社会党) 鈴木義男、西尾未広、森戸辰男(協同民主党) 林平馬(新政会) 大島多蔵(無所属倶楽部) 笠井重治、の一四名であった。北、高橋、原、西尾の四名は小委員会発足時における追加メンバーであった。委員一四名の略歴については、同右「憲法改正小委員会秘密議事録」所収「付属参考資料」、を参照。

(8) 保守政党が、第二次大戦後、自由主義の指導理念を確立するにあたっては、一定の経過が必要とされた。一九四七年の社会党政権において計画原理の経済政策基調化がまず浮上し、そのような戦後動向への対抗原理として、野党期の自由党(民自党)において自由主義概念が指導理念として確定されることになった。ここでようやく自由主義概念は、その後の「一党優位制」の基底原理として確認されたのである。三谷太一郎「戦後日本における野党イデオロギーとしての自由主義——一九四七年——一九四八年——」。犬董一男ほか編「戦後デモクラシーの成立」岩波書店、一九八八年、所収、を参照。

(9) 第六回小委員会、一九四六年七月三十一日。前掲(二の注7)「憲法改正小委員会秘密議事録」二六八ページ。

(10) いわゆる「芦田修正」の事実問題としての把握については、「芦田均日記」第一巻、一九八六年、岩波書店、所収の進藤栄一「第一巻解説」を参照。なお、古関彰一、前掲(二の注2)「新憲法の誕生」においては、第九条の修正は「芦田修正」ではなく「法制局官僚」による修正であり「金森修正」であったと分析されている。二四二ページ以下、参照。また、第九条修正との関連で、極東委員会の指示があり、「文民条項の挿入」が貴族院段階でなされたとする分析も試みられている。

(11) 第三回小委員会、一九四六年七月二十七日。前掲(一の注7)「憲法改正小委員会秘密議事録」九三ページ、九五ページ。

(12) 第四回小委員会、一九四六年七月二九日、同右「憲法改正小委員会秘密議事録」一七三〜一七四ページ。

(13) 同右「憲法改正小委員会秘密議事録」において西尾末広の名は、二六、一六七、一六九、一七五、二二七、二二八、二二五ページに散見出来るが、条文内容に関わる発言回数は二度と数えられる。西尾の役割は党本部との連絡役、そして縦横無尽の理論的展開を見せる鈴木と森戸の二人に対する監視役にあつた。

(14) 社会党政権の閣僚となつた鈴木と森戸であつたが、新人会、社会法学、アントン・メンガー、などの要因で交錯した人的関係の中に三淵忠彦と河村又介を配置出来る。三淵は初代最高裁判所長官であり、河村は発足時最高裁判所の判事の一人である。

(15) 一九四六年六月二八日、第九〇回帝國議會衆議院に設置された帝國憲法改正案委員会に、日本共産党を代表する野坂参三は、七二名の委員の一名として選出されていた。しかし、この委員会内に設けられた小委員会に日本共産党代表は加えられなかつた。理由は議席数による按分の結果であつたとされている。前掲(二の注7)「憲法改正小委員会秘密議事録」所収「付属参考資料」による。四三六ページ、四四九ページ等を参照。

(16) 第二回小委員会、一九四六年七月二六日、同右、「憲法改正小委員会秘密議事録」二一〜二二ページ。帝國議會の議事運営は、ここまで成熟した政党政治によつて担われていたのである。帝國議會における政党政治の展開は、一九三〇年前後においてとらえられるだけでなく、むしろ、一九四六年前後にその頂点が見出されるべきかもしれない。なお、国民主権明文化過程については、古関、前掲(一の注2)「新憲法の誕生」二一三〜二一六ページを参照。ただし、衆院本会議における国民主権明文化の要請について、六月二八日の野坂参三演説が「最初に取り上げた」例とされているが、むしろ六月二六日の鈴木義男演説が挙げられるべきであらう。この点については、拙稿「象徴天皇制の形成要因―日本社会党結党時の改憲方針―」『歴史学研究』第六〇五号、一九九〇年四月、で簡単に触れたことがある。

### 三 鈴木義男におけるワイマール・デモクラシー

鈴木義男や森戸辰男が第一次大戦後のドイツ、それもベルリンに留学したのは、ほぼ同じ時期であった。鈴木の場合は一九二二年秋から翌年へかけての一〇カ月であり、森戸の場合は、鈴木より早く、期間も長く、一九二一年五月から一九二三年二月へかけての一年九カ月であった。<sup>(1)</sup>当時、進行中であつた「ドイツ革命」の受け止め方に違いはあつたが、二人とも、それぞれ、ワイマール・デモクラシーについて、鈴木の言う「感奮興起」を経験してゐた。

鈴木も森戸も、きわめて社会派的色彩の濃厚な大正デモクラットであつた。<sup>(2)</sup>その鈴木と森戸が、一九二〇年代初頭、帝政が崩壊し社会民主党政権が出現するという革命の変動の渦中にあつたドイツ、主としてベルリンに身を置く機会を持つたことは、大正デモクラシーとワイマール・デモクラシーの単なる遭遇を意味するものではなかつた。この遭遇は、大正デモクラット社会派の立場からするワイマール・デモクラシーの受容であるとともに、特に、ワイマール・デモクラシーにおける社会化動向の引き出しを意味した。<sup>(3)</sup>この遭遇はまた、大正デモクラット社会派による、今世紀初頭における世界的社会民主主義潮流の内蔵化を意味した。

もつとも、大正デモクラットが自ら置かれた社会状況を「大正デモクラシー」として対象化することが出来なかつたように、鈴木も森戸も、一九二〇年代初頭のドイツにあつて、ドイツ革命の展開状況を、「混乱裏」にあり「階級勢力の均衡の状態」にあるととらえていたが、社会化を実験する議会主義の最初の例として新生ワイマール共和国を対象化してゐたわけではなかつた。やがて森戸が注目することになるK・マンハイムですら、民主主義的議会政治による計画的社會創出を対象化する視点、おそらくはワイマール・デモクラシーにおける社会的國家志向を対



象化する視点、を確立したのは、共和制の崩壊を直視した現代診断学の確立過程においてであった。

鈴木の場合、ワイマール・デモクラシーの状況を、社会問題、特に労働問題が社会動向の表層に浮上した場ととらえていた。

ワイマール・ドイツに留学する前、「農商務省嘱託として労働立法調査に当る」経験を持ち、「国家学会雑誌」で「改造」の時代における「社会改良事業」の意義を主張していた鈴木であった。<sup>(1)</sup>鈴木が、ワイマール・ドイツに見出した「新価値」が「労働組合の組織化」であり、その「産業組織に及ぼす影響」であったのは当然の成り行きであったと言える。

勿論、小生はこの混乱裏に於て幾多の注目すべき新価値の萌芽を見出すものに有之、各国に於ける文化統制の運動、或は国家機能の分化に伴ふ政治組織の転化の曙光、或は労働組合の組織化の各国に渡りて予想以上の盛大なるとその将来の産業組織に及ぼす影響等、夫々種々の意味に於て注目すべき現象と観測いたすものに候……<sup>(2)</sup>

東北大学法文学部新設要員として、ドイツ、フランスその他各国における在外研究を経験した鈴木であったが、その研究成果は、ドイツについては、ルドルフ・シュタムラーの「自由に意欲する人の共同体」なる法目的の定立に注目するものとなり、フランスについては、レオン・デュギーの評価であり「社会連帯主義」への注目となつていた。<sup>(3)</sup>鈴木は「社会法」的領域への関心は、社会団体への注目によって確かなものとなり、ロマニステンに対するゲルマニステンの問題提起の積極的評価に、その理論的場を見出すものとなつていった。

一九二四年、海外留学から帰国し、東北大学の教壇に立つた鈴木は、社会法学の立場を鮮明に打ち出した。「東京

「日日新聞」一九二四年二月九日付から一日付にかけて発表された「文化現象としての法律」においては、現代は「社会主義法制への過渡期」であると言明されている。一九二五年九月、「改造」誌に発表された「法律文化の新展開」では、「最も問題の焦点となりつつあるものは労働者と資本主義との間に締結せらるる契約である」とする現状認識から「新しき法理が発生しつつある」と言明されている。鈴木の言う「新らしき法理」とは、「生存権の法理」にほかならなかつた。

大正デモクラット社会派が唱える社会主義とは、「自由主義の論理的帰結」としての「広義の社会主義」であつた。コミンテルンを媒体としてレーニン主義が導入されるまで、そして、治安維持法によつて団体觀念が思想の公準と法定されるまで、一般紙・誌において「社会主義」概念は比較的大らかな受け止め方がなされていたと見ることが出来る。「広義の社会主義」論において、労働組合は「国家に次ぐの集団現象」と位置づけられ、ここでは国家主義的理論視座を転回させる多元主義的社会觀念が導き出されつつあつた。

留学によつて確定された鈴木の法思想上の立脚点を示すと思われる見解表明を、次の記述に見て置きたい。

殊に独逸に於ける民法編纂の事業は、舊に国家的事業として重大なものであつたばかりでなく、これを機縁として引き起されたる法学界の歴史法学派と論理法学派の論戦、ロマニステンとゲルマニステンとの論争、これに社会主義法学者の参加によつてその論議は一層精彩なるものとなり、法学の進歩を促したと云ふ点に於て忘るべからざるものである。……十九世紀の末葉に於てやうやくその事業の終りを告げた独逸民法も、自らは独自の根底の上に立つて居ることを誇稱し、又ギールケその他の学者の鋭い批評に依て、その羅馬法主義万能は幾分緩和され垂められたとは云ひ乍ら、その立案の根本が十九世紀の個人主義自由主義思想を代表する典型的なものであることはこれを蔽ふべくもないのである。それを殆んど文字通りに継受した我民法が全く同一の思想的範疇に属することは当然のことである。

ゲルマニステンとしての鈴木は、「法律上に於ては後進国たる我国」の法体系においても、「法典中のあるものの改正」が課題となつてゐることを説く。そして、「改正」の「根幹」は、「既に所与のものとして与へられて居るの観がある」のであり、それは「社会的法」にほかならないとされてゐるのであつた。

然るにここに各国共立法者が常に執筆してしかも寧日なく、日に月に新たなる範疇と内容を以て吾人の眼前に展開して来る法律の一群がある。名づけて社会的法と云ふ所のものである。或は学者に依つて社会政策的法と云ひ、労働法と云ひ社会福利法と云ふのであるが、今しばらく名目の論議は他の機会に譲ることにし度い。兎も角も最も包括的なるの故を以て、従来の公法私法の何れの法的体系の範疇にも属せず、又その社会生活規制上に営む機能の別個の意味を以て居るの故を以て、法の第三範疇として社会法の名を以て呼ぶことにし度いと思ふ。

ロマニステンとゲルマニステンとの間の論争に社会主義法学者の「参加」があり、その「参加」が論議を精彩なものとした、と鈴木は見ているのであるが、この「参加」した社会主義法学者とは、ドイツ社会民主党系の法学者たちを指していると理解して間違ひはないであらう。<sup>11)</sup>同時に、鈴木は、同じく牧野英一の影響下にあり、その意味では「同門」と言える平野義太郎による関説としての「参加」をも指してゐたのではなかつたであらうか。

平野義太郎は、日本の社会における民法典論争を分析する前に、ドイツにおける民法典論争をロマニステンとゲルマンステンとの論争として克明に追う理論作業を展開してゐた。平野の「法律における階級闘争」(一九二五年)は、平野のドイツ民法典論争への関説による「参加」の結果、平野が到達した地点であつた。<sup>12)</sup>そして、鈴木は、「畏

友」平野の結論としての団体交渉権と同盟罷業権の法的確認に賛意を表している。

ただし、「広義の社会主義」の立場に立つ鈴木は、平野が、現代の法を「疑もなく階級的法律」であるとし、「階級闘争」による法の進化を説き、「階級的事業を規範として樹立」することを求める際、その理論的立場としてマルクス主義を設定している点をとらえ、その点については「異論」を唱えている。<sup>(19)</sup> 鈴木に言わせれば、平野の法律における階級闘争の論証は、「マルクス主義を離れてもその可能なること」を指摘することが出来るのであった。

イェーリンクやシュタムラーの学説で平野の論理を充分に根拠付けることが出来るではないか、とする鈴木批判は、あるいは平野に対するマルクス主義への埋没から脱却せよとする「忠告」であつたかもしれない。しかし、平野が、個人主義法制から社会主義法制への過渡期に「生命の飛躍」としての「闘争」を介在させ、「不合理性の主張」をも進化の内容とした時、鈴木は、平野の「飛躍」を「拒否」せざるを得なかつた。<sup>(20)</sup> 鈴木における「飛躍」の拒否は、鈴木「ドイツ革命」における「漸進主義」の考察からもたらされるものであった。

一九二一年のベルリンにおいて鈴木が肌で感じ取つたのは、ドイツ社会民主党における、ベルンシュタインの言う「現時の仕事」(Gegenwartsarbeit)への取り組みであり、ことにその核心としての社会化動向であつた。

しかし独逸の革命は諸種の理由に依つて露西亞革命の如く端的には行かなかつた。社会化的方法に依る漸進主義と、資本主義の全部的否定を主張する多数社会民主党と独立社会民主党との間に激烈なる論争が交換されたことは云ふ迄もないが、一先づ革命後の社会秩序統制策は多数派の主張に帰して、社会化法 Sozialisierungsgezetzen と新憲法の制定とに及んだわけである。即ち正統派に対する修正派の勝利である。彼の一九一八年三月二十三日に公布せられた社会化法は社会民主党の社会立法の根本指針を定めたものであつて、社会立法にとつてのマグナ・カルタである。……

即ちその内容は1労働義務2労働保護3労働権 Recht an Arbeit 4失業者生存保障の四原則を宣言したものである。これらの原則は殆んどそのまま一九一八年九月十一日公布の新憲法にも取り入れられたのである。<sup>(15)</sup>

「社会化法」「新憲法」と積み上げられていったワイマール・ドイツにおける「社会法」の体系であった。鈴木によれば、この「社会法」体系が示す「広義の社会主義」は、一九二二年九月二四日、ニュールンベルクで発表された「独逸合同社会民主党の新政綱」に、その具体的展開の姿が見出されるとされている。社会民主党と独立社会民主党との合同は、「立法を通しての社会化の貫徹を約束して居る」<sup>(16)</sup>のであった。

ところで、ドイツ社会民主党を軸とする「協同戦線」に、鈴木以上の関心を示した日本人留学生在が居た。それは森戸辰男であった。

(1) 鈴木義男の在独期間については、鈴木「独逸より」(一)「思想」第二四号、一九二三年九月を参照。森戸辰男の在独期間については、森戸「最近ドイツ社会党史の一餉」同人社、一九二五年、序文、による。

(2) 一八八八年生まれの森戸辰男から見ておく。森戸は、一九一九年二月、三日間にわたり開催された新人会創立一周年記念の講演会で、吉野作造、大山郁夫と並んで講師陣の一員となっている。森戸の講演は「生存権と労働の芸術化」と題するものであり、アントン・メンガーやクロポトキンの思想、ラスキンの「此後至者にも」(unto this last)の理想、で「人間らしき生活」権を説明、フランス革命は政治上の革命であって実生活・経済生活における平等を保障していない、民衆の運動が起さるのには「社会進化の当然の過程」であった、と説くものであった。榎田民蔵ほか【民衆文化の基調】聚英閣、一九二〇年、所収。一八九四年生まれの鈴木義男は、二高生時代からイギリス労働党への関心を強く示していた。東京帝大の学生時代には新人会の会員となり、吉野作造の影響を受けている。鈴木は美濃部

達吉の門下で行政法を専攻、助手として公法研究室に残ったが、研究対象は「社会法」であり「労働法」であった。鈴木義男伝記刊行会編『鈴木義男』一九六四年、三五ページ、五五ページ、六二ページ、一一三ページ、一七九ページ。鈴木については、拙稿、前掲(二の注16)、『象徴天皇制の形成要因』で一つの接近を試みている。

(3) 一九四六年八月、『世代』誌に『ワイマール共和国の悲劇』を発表した岡義武は、そこでワイマール憲法について「ブルジョア・デモクラシー革命に法律的表現を与へたもの」とする位置づけを見せた。その上で、岡は、後日、ワイマール憲法において、「議会主義による社会主義的変革」としての「社会化」動向は、「抑制」され「局限化」されたとする指摘を付け加えた。岡『ワイマール共和国の悲劇』アテネ文庫、一九四九年、七ページ、一一ページ。ドイツ革命において挫折した社会化の動向に対する大正デモクラット社会派の注目は、社会派ならではの引き出し作業であったと評価出来よう。

(4) 鈴木義男『社会的立法事業の新傾向』『国家学会雑誌』第三四卷第一号、一九二〇年一月。G. R. Miller, *Social Insurance in the U. S. A.* の抄訳。

(5) 鈴木、前掲(三の注1)、『独逸より(一)』。

(6) 外遊中の鈴木法学士からドイツ便りが五篇到着したと、牧野英一が『法学志林』で報告している。第二篇までが『思想』編集部に届けられ、第三篇以降は一九二三年九月一日、牧野の研究室で灰燼に帰したとされている。鈴木義男『仏蘭西より(一)』『法学志林』第二五卷第一〇号、一九二三年一〇月、に付せられた牧野英一の「はしがき」による。なお、『独逸より(第一篇)』の詳論が、鈴木の『スタムラー教授の近業』『法学志林』第二六卷第六号、一九二四年六月、となっている。『仏蘭西より』は、『法学志林』誌上で七回の連載となっている。『独逸より(三)』『思想』第三三号、一九二四年七月、で、鈴木が、ギールケの最後の講演の記録において「社会的国家」概念を発見した、と報告している点に注目しておきたい。

(7) 『法学志林』第二七卷第二号、一九二五年二月、による。

(8) 鈴木義男『社会行政の新領域—労働行政の発達に就ての一考察—』『社会政策時報』第六〇号、一九二五年七月。鈴

木における「広義の社会主義」論は、「行政学の新分野として「社会行政」「労働行政」を提起し、内務省社会局の開設に満足せず、「労働省を独立の一省として設ける」ことを求めている。一九二五年、普選実施の前の段階で労働省の設置を求める「法的社会主義者」が、やがて、社会党政権における、そして新憲法体制における最初の司法大臣、法務総裁となったのである。

(9) 鈴木義男『社会的立法の思想的背景(上)』、『社会政策時報』第七八号、一九二七年三月。一〇三三ページ。

(10) 同右。二ページ。鈴木が「社会的法」と言う時、「社会的立法」の促進者が主として「社会諸政党」であると評価が伴っていた。さらに、その「社会諸政党」においては、ベルンシュタインの言う「現時の仕事」(Gegenwartsarbeit)を課題とする自覚がなされているとの洞察が下されていた。二〇二二ページ。

(11) 一九世紀末のドイツにおける民法典論争において、ドイツ社会民主党(SPD)は、イエーリンク、ギールケ、A・メンガーなどを「頼もしい援軍」と見なしていたとされている。多彩なゲルマニステンとSPDの関係、A・メンガーとSPDの関係等については、西村稔『知の社会史―近代ドイツの法学と知識社会―』木鐸社、一九八七年、第六章『民法典と社会思想』を参照。

(12) 平野義太郎『民法に於けるローマ思想とゲルマン思想』有斐閣、法律学叢書第十二篇、一九二四年、において、平野はギールケへの沈潜を通じて、ゲルマン思想を「社会組織に一大変革を与える人格闘争の嚮導理念たるべき」と位置づけている。同書、はしがき。これを享けて、「法律における階級闘争―同盟罷業権に関する若干の考察―」改造社、一九二五年、は「階級闘争とローマ法」を分析した上で、市民法を超える新たな規範価値の出現を説いたのであった。

(13) 鈴木義男『法律に於ける階級闘争―平野義太郎の近業―』『法学志林』第二七巻第五号、一九二五年五月。初出、『東京日日新聞』一九二五年三月二四日。〈異論〉は、〈忠告〉〈拒否〉とともに、あるいは深説みかもしれない。

(14) 同右。鈴木は、平野の「法律に於ける階級闘争」に孫田秀春の『労働法総論』を対置し、権利の主張と共に「労働立法への努力」がなされるべきである、としている。

(15) 鈴木、前掲(三)の注9)『社会的立法の思想的背景(上)』、二二二―二三ページ。

(16) 同右、社会的立法の思想的背景(上)二四〇二五ページ。「社会化の貫徹」の内容を、詳しく紹介している。国家の資本主義的企業への直接関与、主要産業の社会化、学校教育の再編成、等々である。

#### 四 森戸辰男におけるワイマール・デモクラシー

一九七〇年、昔どおりの姿のまま、今はひっそりと静かなフンボルト大学、かつてのベルリン大学の前に立った森戸辰男は、五〇年前の革命期ドイツ、一九二〇年代初頭のベルリンの騒然とした雰囲気を出して、「多少の感概なきを得ませんでした」と語っている。一九二一年五月、若き日の森戸が到着したベルリンは、カップ一揆、スパルタクス反乱の直後であった。森戸は言う。

私がドイツにいた一九二一―三年という時期は、けっして長い歳月ではありません。けれども、大きく言えば、世界史のうえでも変転と激動の時期として際立っております。特にその年月の間にドイツを中心に展開されたヨーロッパにおける労働運動・社会主義運動のめざましい興隆と停滞のもつ意味は、ロシア革命に次いできわめて大きい、というのが私の考えです。

……ともあれ、この二年間は、私の思想の推移というか、旅路というか、そのうえで一つの転機となったもので、そういう点からも、私にとっては貴重な歳月でありました。<sup>(1)</sup>

森戸は率直に、自己における「思想の遍歴」を認めている。ある時には「思想の旅路」とも言い、「思想行路」とも述べている。その場合、「遍歴」であれ、「旅路」「行路」であれ、思想の変遷は、森戸において、決して転向では



なく、回心でもなかった。

森戸は、最初の評論集『思想と闘争』（一九二五年）を絶版にして、第二の評論集『戦争と文化』（一九三二年）を世に問うに当たって次のように述べた。

その間、私の思想の旅路は、多くの人々のそのやうに、外面的にも内面的にも嶮難の道であつた。そしてその間、私は多くを習得すると共に多くを脱皮し、少からぬ過誤と逸脱さへも免れなかつた。それにも拘はらず、今日なほ私は信じてゐる。この波瀾の多い思想行路によつて私の内的成長は志操の上でも理論の上でも、阻害され不具化されたよりも、却つて促進され健全化された、と。実際、かゝるで獲られたもののうち、揚棄ユウキされねばならぬものがあつたとしても、廃棄フエキされるべきものは一つとして存しなかつた。

では、森戸の思想変遷過程の基点部分を形成したに違いないドイツ革命の直視、ドイツ革命の受容は、ドイツ革命のどの側面、どの部分に対してなされたのであつたのであろうか。森戸の関心は、独立社会民主党とオーストロ・マルクス主義に向けられていた。

独自の立場はどうかといへば、共産党の唱えるプロレタリア独裁と暴力革命は、どうしても納得できなかったし、右派社会党（社会民主党―引用者）に対しては数年前、スパルタクスを武力で弾圧したことへの反感が拭いきれませんでした。結局、中間の独立社会党にいちばん親近感をおぼえる、ということでした。さつきも言つたやうに、独立社会党の世界的中心はドイツではなくてオーストリア、特にその首都ウィーンだったので、ウィーンのオーストリア社民党の一幹部にマックス・アドラーという人がいました。このアドラーが代表する潮流は、マルクスとカントとの調和、マルクスの唯

物論とカントの理想主義との結合といった考え方で、これはウィーンでは有力で、同時にオーストリア社会民主党の一つの特徴でもありました。私はこの考え方に大いに共鳴するところがありました。<sup>3</sup>

独立社会民主党に対する森戸の期待は、間もなく「大きな幻滅」に変わる。独立社会民主党は、「労働者階級の協同化」あるいは「左右両派の統合」の「媒介」として機能することが出来なかった。そのことを証明したのが、一九二二年九月二四日のドイツ合同民主党の成立であった。同党成立を評価する視点が、森戸の場合、鈴木義男と異なっていた。森戸に言わせれば、この合同は「協同化」の「半分の成果」であり、「独立社会党の存在理由はほとんど消失」したのであった。そして、この後、森戸は、徐じよに「右翼社会党」(社会民主党)に関心を移すことになる。<sup>4</sup> その意味で、独立社会党に感じた「大きな幻滅」は、森戸における「一つの転機」となったのであった。

それにもせよ、一九二〇年代の初頭において、森戸の最大の理論的な、そして実践的な関心は「ドイツにおける労働者協同戦線運動の消長」に向けられていた。ドイツ留学から帰国後、森戸は「大原社会問題研究所雑誌」に一連の論文を発表、それをまとめたのが「最近ドイツ社会党史の一齣」(同人社、一九二五年)であり、この書は森戸の代表作となっている。森戸のワイマール・ドイツにおける社会民主主義との遭遇は、森戸における「思想の遍歴」において、終生消えることのない起点を形成していた。

したがって、第二次大戦終了後、憲法研究会で、そして憲法議會で、日本国憲法の形成に関わることになった機会には、ワイマール憲法をモデルとする立場を、森戸は躊躇なく選んでいるのであった。占領軍総司令部の内部で「森戸案」と呼ばれる場合もあった<sup>5</sup>憲法研究会の案について、森戸は「私の履歴書」の中で回想している。

草案は「日本国の統治権は日本国民より発す」とし、国民は法の前にすべて平等であり、言論思想の自由はもちろん、経済の章を設けて社会経済的権利を認め、公共福祉優先を打ち出した。また私の提唱によって「国民は健康にして文化的水準の生活を営む権利を有する」とも記した。特色を一口にいえば、ドイツ・ワイマール憲法の精神が多く盛り込まれている。

ワイマール憲法における生存権の規定が、森戸の「思想の遍歴」の起点部分に、原点として組み込まれていたのであった。森戸は、日本国憲法に挿入することに成功した生存権の規定について、「政治上の民主革命と並ぶ、また働く国民大衆にとっては、場合によってはそれよりも意義の大きい、憲法的一条である」と評価していたという。それは、この一条が、「国会民主主義の方法で資本主義が社会主義へ移行行く可能性」の主要因となつていると考えられるからであった。森戸のそのような、ワイマール憲法における生存権規定への注目、さらには、生存権規定を含む法体系の「社会法」化による社会主義への接近、すなわち「法的社会主義」の指導理念化は、ほかならないアントン・メンガーの思想的影響に依るものであった。

……私たちは社会主義への漸進を可能にする橋渡しの規定を織り込もうとした。私はその理論を法学者がかつてのウィーン大学総長アントン・メンガーに求めた。彼はブルジョア的基本人権に対して社会主義的基本人権を提唱し、労働全収益権・労働権・生存権を掲げた。そのうち、人々に人間らしい生活を保障する「生存権」は、資本制社会にも適用できると考えた。この生存権の主張はドイツにおいては、ビスマルクの社会政策と関連しつつ「社会的国家」の思想を形成した、と思われる。このような背景の下に私は、「社会的国家の方向をめざそう」と、党に提案し、説いて回った。

……要するに私たちは、資本主義の弊害を除去しつつ社会主義へいたる道の門口を、新憲法によって開いていこうとし

たのだ。別のことばでいえば、「福祉国家」への道である。メンガールの提唱に基づくドイツ流の「社会国家」とは、その後にイギリス人で造成された「福祉国家」にほかならない。

クロボトキンにおける無政府共産主義思想の紹介者として著名であった森戸は、同時に、アントン・メンガールの「法的社会主義」の日本社会への導入者の一人でもあった。森戸は、A・メンガールの「全労働収益権」論、すなわち不労所得の完全否定論を、まず「近世社会主義思想史」(我等社、一九二二年)として訳出・紹介した。河上肇の批判もあって、訳書の題名は次の版において「全労働収益権史論」(弘文堂、一九二四年)に改められているが、森戸は、A・メンガールの「法的社会主義」を、全労働収益権においてのみではなく、生存権、労働権をも合わせた私的所有保障体系の修正要請として社会思想史上に位置づける理解を変えることはなかった。

一九一八年、東京帝国大学における経済学史の講義を担当することになった森戸は、A・メンガールの「全労働収益権史論」の解説を講義内容とした。その意図は「社会主義史を講述」することにあつた。なぜ「社会主義史」が選ばれたのか。「少くとも私の学んだ東京大学に於ては、社会主義学説の研究は、全然閑却されてゐたと言つても敢て過言ではない。私は此の如き学問的に不誠実な怯懦な大学の空氣が非常に厭であつた」<sup>(9)</sup>からであつた。この講義の後、森戸は「クロボトキンの社会思想の研究」を「経済学研究」第一巻第二号、一九二〇年一月、に発表、「朝憲紊乱」の罪に問われ、「禁錮三ヵ月」の刑に服することになったのであつた。アントン・メンガー著、森戸辰男訳『近世社会主義思想史』の「訳者序」には「大正九年十月四日入獄の日の朝」と記されている。入獄によつて、森戸のクロボトキン評価が変わることはなかつた。森戸の「クロボトキンの片影」(同人社)が刊行されたのは一九二二年である。

ドイツ留学から帰国した森戸を迎えたのは関東大震災であり、特に「大震災事件」であつた。クロボトキン研究を通じて何回か会つたことのある大杉栄が殺され、多数の労働者「主義者」が殺された。森戸におけるドイツ革命の目撃は、ローザやリープクネヒト、ヨギヘスらだけでなく、エルツベルガー、ラーテナウまでが暗殺されるといふワイマール・デモクラシー状況における政治テロの目撃でもあつた。その直後に、今度は、日本の社会における大量の政治テロを目撃することになつた森戸は、その怒りを一九三三年一月二日に脱稿した『震災と「主義者」と反動勢力』その他二、三の論稿における事態の冷静な分析に充分に籠めてゐる。たとえば、右の一論において、森戸は、「若し我が国本の安定を確信するのなら、何故欧米諸国が許してゐる程度に思想、言論、結社の自由が許されぬのであるか」と、ようやく浮上し始めた国体論への肉薄すら試みていた。<sup>(1)</sup>

そのような森戸であつたが、一九二〇年代後半から一九四〇年代前半にかけての時期が、「思想の遍歴」として語られず、「遍歴八十年」の回顧においてほとんど触れられない部分となつてゐるのはなぜであろうか。一九二〇年代初頭においてワイマール・デモクラシーを受容した森戸であつたが、一九三〇年代後半にはナチオナール・ゾチアリスムスの許容を見せてゐるのである。「思想の遍歴」においてナチズムの許容だけは「フェルトヒト廃棄」の對象にせざるを得なかつたのであろうか。

森戸は、ドイツ労働戦線の機関誌(“Arbeiterium”)からアドルフ・ヒットラーの軍需工場における演説の一部を抜き出し、自著『独逸労働戦線と産業報国運動』(改造社、一九四一年)の冒頭で紹介した。そして、森戸は、「もしもかやうな変革的な見解が、単なる場当りの空語でないとするれば」と断わりつつも、ドイツ労働戦線について「それは高度国防国家において産業労働の新秩序に至重の意義を与へるもの」であるとし、「現在の独逸とほぼ同じに国際及国内情勢下にある我国に対してもそのまま妥当する」との見解を示した(同書、序)。かつての「労働者協

同戦線」への関心は、ドイツ労働戦線への関心に直結させられたのであった。

このような一九四〇年代の森戸であったが、森戸の新体制への迎合が、終始、たとえば右に見た「空語でないとするれば」式の留保条件付きである点に注目しておきたい。

「戦争が文化を創造するといふのは、不正確な表現であつて、実は戦争が文化の創成・発展の条件を作出することができるといふ事実を意味するにほかならない」と森戸は言う。「戦争なければ文化なし」と主張するのは「暴論に近い」とも言う。<sup>(13)</sup>この森戸の議論は、戦争を「創造の父」であり「文化の母」であるとする「国防の本義と其強化の提唱」（陸軍省新聞班、一九三四年）への同調になると見るべきであろうか、屈折した批判の呈示になっていくと見るべきであろうか。

東亜共同体論としての「東亜新秩序に関する興亜院会議の答申案」（要旨）に対して、森戸は次のように提言する。

- 一 国内において、かの答申案要旨に謂ふところの「暴力支配的」「搾取的」傾向の再抬頭を不可能とするやうな協同的国民組織を完成し、
- 二 東亜新秩序を帝國主義の「無花果の葉」たらしめないとともに、現事態の必須とする限りの日本の指導的地位を認容するところの、日支両政府とりわけ日支両国民の間に相互信頼にもとづく善隣関係を確立し、
- 三 東亜協同体をば他協同体にたいする強大化された闘争機関に終らしめることなく、世界平和に寄与すべきその前段階として建設して行くこと……<sup>(14)</sup>

森戸も認めている「武力戦争の完遂以上の難事」であるに違いないこのような覇権主義を克服した地域統合の可

能性を提示することは、結局は、大東亜共栄圏の美化を意味する理論作業に過ぎなかったであろうか。

現代の総力戦・長期戦を、「新秩序創成の契機」であり「社会的再編成の大事業」であるにとらえ直す森戸であった。<sup>(15)</sup> そのような森戸が逸早く、K・マンハイムの「リコンストラクション」に接している事実が注目される。森戸は、マンハイムの「企画の時代」の位置付けをそのまま「新体制」の位置付けに援用している。森戸は、マンハイムに依拠する形で、「企画は高度国防国家の本質要素となつてをり、さうしてこの企画は理性の最近且つ最高の発展形態をその本質的要素としてゐる」と述べている。森戸が手にしたマンハイムの「リコンストラクション」は初版のドイツ語版であり、森戸は、*„Umbau“*を「改築」ととらえていた。<sup>(16)</sup> 「再構成」でも「変革」でもなかった。

産業報国会に関しては、日本語の表現を避けつつ、「ラウプヴィルトシャフト」(奴隸的収奪経営)への監視を警告する森戸であった。<sup>(17)</sup> ドイツ労働戦線について、「労働統制の有効なる機構」であり産業報国会の「典型」であるとして評価しながら、その評価の中に、ドイツ労働戦線が「社会的新秩序の拠点であることを志向してゐる」側面を持つてゐるとの指摘を含ませ、労働戦線の歴史的意味の読み取りを懸命に試みる森戸であった。<sup>(18)</sup>

森戸にとって、ファシズムの時代は、到来した嵐の時代であり、その嵐は避けることを許されない、突破する以外に対応の道のない状況であり、その意味で通過点であつたのではなかったか。森戸は、マンハイムから現代社会が「企画的思惟」の社会であるとする分析成果を受け継いだだけではなく、おそらくは、社会状況のそれぞれの局面を歴史の理性の「媒体契機」として相対化する視点をも学び取つていたのではなかったであろうか。

第二次世界大戦が終わつて二ヵ月後のラジオで、森戸は「現代の民主主義は社会主義と結びつてのみ、よくその本領を発揮しうる」と「産業民主主義」の宣言を行なつた。五ヶ月後のラジオでは、「資本主義の埒内において、社会主義への道程として、広汎且つ組織的に社会政策を実行する国家」として「社会的国家」への志向を表明して

いる。<sup>(19)</sup> その素早い新状況への反応は、森戸において、ナチオナル・ゾチアリスムスの状況への対応が埋没ではなく通過であったことを示している。そこで表明されているのは、かつてA・メンガーや、ワイマール・デモクラシーとの遭遇で得た「社会的国家」の理念であった。第二次大戦後、新憲法制定の政治過程で再提唱された「社会的国家」は、「市民革命の終期」であるとともに「社会革命の始期」と位置づけられている。<sup>(20)</sup> そこに、強権的体制統合の状況を市民社会爛熟の状況として突き抜けた森戸の新たな到達点があったと見て良いのであろうか。

- (1) 森戸辰男『思想の遍歴(上)、クロポトキン事件前後』春秋社、一九七二年、二〇九ページ、二一六〜二一七ページ。
- (2) 森戸辰男『戦争と文化』中央公論社、一九四一年、序、七ページ。なお、この書の二七一〜二七四ページは検閲によりと思われる削除(切り取り)を受けている。同版書二冊で確認。
- (3) 森戸、前掲(四の注1)『思想の遍歴(上)』二〇六〜二〇七ページ。森戸の蔵書は広島大学に寄贈されている。広島大学付属図書館刊『森戸文庫目録』一九七三年、『森戸文庫目録(続)』一九七九年、参照。森戸の蔵書のマルクス主義部門において、最も多いのは、マックス・アドラーを中心とするオーストロ・マルクス主義であると報告されている。同上、解説、参照。オーストロ・マルクス主義については、T・ポットモアの今日的評価があり、人間的解放や人間的社会生活をキー・ワードするマルクス主義理解の可能性を示した知的作業として評価されている。J Botmore & P. Goode, *Austro-Marxism*, 1978, p. 44. ポットモアは、マーティン・ジェイを援用しながら、オーストロ・マルクス主義とフランクフルト学派における知的協同作業の手法に注目している。pp. 2~3.
- (4) 森戸、同右、『思想の遍歴(上)』二一七〜二一八ページ。独立社会民主党に示される中間派社会民主主義の立場から現実主義的な右派への移行に、森戸は「幾年月」を必要としたと述べている。
- (5) 古関、前掲(一の注2)『新憲法の誕生』二六四ページ。
- (6) 森戸辰男『遍歴八十年』日本経済新聞社、一九七六年、六三ページ。



(7) 一九四七年二月一五日から四日間、東京大学法学部三二番教室で開催された憲法普及会による「中堅官吏七〇〇名」に対する特別講習会における森戸の講義。古関、前掲(一の注2)『新憲法の誕生』二六四〜二六七ページによる。

(8) 森戸、前掲(四の注6)『遍歴八十年』六五ページ、六七ページ。

(9) 森戸の蔵書に収められている『全労働収益権史論』のテキストと目される文献は、Anton Menger, *Das Recht auf den Vollen Arbeitsertrag in Geschichtlicher Darstellung*, vierte Auflage, 1910. である。当時の森戸のA・メンガー論としては、次の諸論稿がある。アントン・メンガーの学的貢献―特に法的社会主義に就て、『我等』第六卷第五号、一九二四年六月。『法的社会観の史的考察』『我等』第六卷第六号、一九二四年七月。『法的社会観と経済基本権』『我等』第六卷第七号、一九二四年八月。なお、森戸がこの段階で確認している日本の社会へのA・メンガーの導入としては、福田徳三による生存権論についての評価、米田庄太郎による「法的社会主義」についての評価があった。ほかに、A・メンガーの主要著作が河村又介の訳『新国家論』、藤木直の訳『新道徳学』、『民衆政策』、『二人の法律家』の訳『民法と無産階級』によつて紹介されているとされている。ここで「二人の法律家」とは三淵忠彦と井上登であり、『我等』誌における一九二〇年四月から一九二四年九月にかけての断続的な訳業がそれであると思われる。法政大学大原社会問題研究所による覆刻版『我等』誌に依る。

なお付け加えておけば、鈴木義男は、森戸のドイツ社会民主主義の分析に敬意を表しながらも、A・メンガーの評価については「論旨の一貫せざる……」所に留意しつつ、「法的社会主義」としてはルドツイヒ・シュタインの方が体系化に成功しているとの見解を示していた。鈴木義男、『社会的立法の思想体系(中)』続『社会政策時報』第八〇号、一九二七年五月、四〇〜四三ページ。

(10) アントン・メンガー著・森戸辰男訳『近世社会主義思想史』我等社、一九二一年、および、同上『全労働収益権史論』弘文堂、一九二四年の「訳者序」。森戸のこのような批判精神は、一高時代、新渡戸稻造から受けた影響に依るものと思われる。ちなみに徳富蘆花の一高における「謀叛論」の講演は、森戸が交渉役で実現させ、新渡戸の許可を得た企画であった。森戸、前掲(四の注6)『遍歴八十年』一九〜二〇ページ。

- (11) 森戸辰男「思想と闘争」改造社、一九二五年、六八ページ。森戸のこの最初の評論集には、『震災と「主義者」と反動勢力』のほか、国粹主義者と政治的殺人―ドイツ革命後に於ける政治的殺人の一考察―、『大杉栄君の追憶―社会思想家としての彼の一面―』、『治安維持法と社会主義』などが収められている。そして、この評論集はやがて絶版とされるのであった。ドイツ革命におけるテロリズムの文献として、前掲(四の注3)『森戸文庫目録』でE. J. Günzel, *Zwei Jahre Moral. 1921. Vier Jahre Politischer Moral. 1924.*などを確認出来る。
- (12) たとえば『思想の遍歴』(四の注1)は「上」の「クロポトキン事件前後」に留まり(「下」の内容は未見)『遍歴八十年』(四の注6)は、一九三〇年代前後について、大原社研での研究活動、大阪労働学校、河合栄治郎との論争「大宇顛落論」などを語って終わっている。
- (13) 森戸辰男『戦争と文化―長期戦下における知識階層の責務について―』、『改造』一九三九年四月。前掲(四の注2)『戦争と文化』六三ページ。
- (14) 森戸辰男『平和の構造』、『改造』一九四〇年四月。同右『戦争と文化』二四七―二四八ページ。
- (15) 森戸辰男『戦争と知識階級』、『中央公論』一九三八年一月。同右『戦争と文化』三四ページ。
- (16) 森戸辰男『新体制』の世界史的進路―国防国家の社会的・文化的使命―、『中央公論』一九四〇年一月。同右『戦争と文化』二九七ページ、二六三ページ。森戸の蔵書におつてKarl Mannheim, *Mensch und Gesellschaft in Zeitalter des Umbaus. Leiden 1935.*を確認出来る。前掲(四の注2)『森戸文庫目録』による。なお、同書のドイツ語版と一九四〇年の英語版との異同については著者自身の言及がある。英語版『緒言』。また、邦訳書『変革期における人間と社会』みすず書房、一九六二年、における訳者・福武直の解説をも参照。
- (17) 森戸辰男『戦時社会政策論』、『中央公論』一九三九年七月。同右『戦争と文化』一〇一、一〇三、一〇七ページ。やがて森戸は、ナチズムにおける労働権の実現形態は「労役制度」であったと批判するのであるが、かつての「ラウプヴィルトシャフト」への警告は、この批判展開の布石になったと見るのが妥当であろうか。森戸辰男『労働組合の課題』君島書房、一九四七年、一〇八ページ。

(18) 森戸辰男「独逸労働戦線と産業報国運動」改造社、一九四二年、一三ページ、二六〜二七ページ。日本の産報にドイツ労働戦線を「典型」として対置する森戸の発想には、産報運動が示した「上よりの革新」を払拭する熱意が含まれていた。たとえば同上書、三一〜三三ページ参照。日本の産報は、むしろ「北米合衆国の合法的のニュー・デールに似てゐる」と指摘されている。また、同上書に「追記」されている労働者出身のリーダー・鈴木悦次郎への切せつたる追悼文を参照。

(19) 森戸辰男「社会民主主義のために」第一出版株式会社、一九四七年。これは森戸の第三番目の評論集になっている。一九四五年一〇月二三日のラジオ放送は「民主主義の拡充」として、一九四六年一月三〇日〜二月一日のラジオ放送は「社会的国家の建設」として、同書に収められている。なお、森戸の「社会的国家」論において、天皇制は「国民の宗家」への「常識的な妥協」策の対象とされていた。同上書、三一〜三二ページ。一五一〜一五二ページ。

(20) 森戸辰男「救国民主連盟と民主主義の前進」『小天地』第五号、一九四六年七月。「社会的国家」を「社会的革命」の総過程において実現しようとする森戸の発想は、救国民主連盟の提起、森戸「稲村論争」において具体的な姿を示すことになる。そこに、ナチズムを通過したワイマル・デモクラシーがドイツ共和国連邦において「闘う民主主義」として再生される過程に通底する動向を見出すことが出来るかどうかについては、森戸の「思想の遍歴」におけるフイナレ部分についての考察が必要とされる。なお、社会的国家の今日的意味内容については、「国家の市民社会化」を見る広渡清吾「西ドイツにおける「国家」——「社会国家」論の射程と限界——」『講座現代資本主義国家4』大月書店、一九八〇年、が参考にたる。

## 五 大正デモクラシーにおけるワイマール・デモクラシーの受容

——結びとして——

ワイマール共和国における社会化の実験は、制度として見るべき成果を挙げたわけではなく、成功したとは言えない。今日、ワイマール憲法は「社会化実現の可能性を示唆した」だけであるとされ、社会化の実験については、「社会化」というこの華やかな象徴は、社会主義の見地からみて、全く無に等しい遺産を残したにとどまり……」と、「敗北」の総括がなされている。<sup>(1)</sup> そのような社会化の実験ではあったが、一九二二年のベルリンにおける鈴木義男は、また、一九二二年のベルリンにおける森戸辰男は、ワイマール・デモクラシーを、その社会化動向の文脈においてとらえ、一つの社会主義の意欲的で刺戟的な実験として受け止めた上で、日本の社会に持ち帰っていた。

K・マンハイムは、ワイマール共和国崩壊の少し前の時点で、おそらくは一九三〇年代の冒頭ではなかったかと思われるが、ハンナ・アーレントに、「将来ワイマールがペリクレス時代の新版として回顧されるであろうと誇らしげに語った」と伝えられている。そう伝えるのはピーター・ゲイであるが、「ワイマール文化」は、「瞬間の作品」であり「黄金の二〇年代」であっただけでなく、「体制内異端」(outsider as insider)として、一九一八年を起点とする社会化の実験においてこそとらえられるべきであったのではなかったであろうか。<sup>(2)</sup> マンハイムが言うのであれば、「ペリクレス時代」の意味は、「カリガリ博士」に代表される「文化」<sup>(3)</sup> だけではなかったはずである。

ここで、「ワイマール文化」を現代社会における社会化動向の始点としてとらえるならば、大正デモクラット社会派としての鈴木義男や森戸辰男におけるドイツ革命の成果の社会化側面における受容は、日本の社会における先駆的なワイマール・デモクラシーの評価となっていたと位置づけられることになる。<sup>(3)</sup>

ところで、ワイマール・デモクラシーの社会化動向に着目した評価と受容は、鈴木義男や森戸辰男における先駆的な、しかし、特異な事例であったのであろうか。そうではなかったようである。一九四〇年代後半における憲法議会から逆算して探し当てた大正デモクラット社会派のワイマール・デモクラシーとの遭遇であった。そして、鈴木と森戸の例を「憲法議会」というデータ・ベースに遡及入力したわけであるが、一九一〇年代から二〇年代にかけての日本社会へのワイマール・デモクラシーの導入状況を、「ワイマール・モデル」というデータ・ベース構築を目指してとらえるとするならば、それなりにかなり多量の情報を投入出来ると推定される。ここでは、その検証として次の一例を検索するに留めたい。それは一九二〇年にベルリンで学んだ労働法の開拓者・孫田秀春の例である。

当時の東京高商、その後の一橋大学から派遣された留学生・孫田は、ベルリンで、カップ一揆と、それに抗議する労働者のゼネストの現場に立ち会っている。そのような騒然とした雰囲気の中で孫田が学んだのは、ほかならぬアントン・メンガーの社会法学であった。

孫田は、法の本質に関する理解で、アントン・メンガーの立場に立てなかったとしていっているのであるが、一九二〇年代初頭、ベルリンとベルン、ウィーンをつなぐ社会法学抬頭の雰囲気、身置き、法社会学の起点としての社会法学に、あるいは労働法そして社会法の理論としての社会法学に、一度は沈潜しているのである。

一九二〇年七月オイゲン・エアリヒ先生に命ぜられたまま、その御遺志を体して、私はその後しばらくの間（ベルリン滞在中―引用者）アントン・メンガーの法律思想の研究に可なりの時と努力を費した。「民法と無産階級」、「法律学の社会的職分」、「労働全収益権論」等を中心とした研究であったことはいうまでもない。そしてこれに次でオットー・ギールケの「私法の団体的職分」やフルドの「民法と社会政策」、プランクの「ドイツ民法の社会的傾向」等ドイツ民法第一草案

に対するドイツ側学者の進歩的な批判論文を読み、それに前に掲げた一九一九年のヘーデマンの「民法と現代」を改めて読み直してみて、だんだんと民法学における社会問題の所在が薄ぼんやりながらわかってきたような気がした。<sup>(3)</sup>

東京帝国大学で労働法制の講義が開設されたのは一九二〇年で、担当者は末弘敏太郎であった。一九二四年、東京商科大学と法政大学で労働法の講座が開かれ、担当者は孫田秀春であった。孫田によれば、一九二〇年、帰国直前の末弘とこれからベルリンで学ぼうとする孫田は、スイスのベルンで会い、そこで労働問題を民法学における雇傭関係の問題として扱うことについて意見を交換したという。日本の社会における労働法学の出発点は、孫田によれば、一九二〇年のベルンにおける末弘と孫田の邂逅であったとされている。それはともかく、孫田はベルンで、末弘を中心とする日本人法学者数名とオイゲン・エールリッヒに会い、それを機会に、短期間ではあったがエールリッヒからの個人的指導を受けた。その後で、孫田はエールリッヒの示唆に従って、ベルリンにおけるアントン・メンガー研究を開始したのであった。<sup>(5)</sup>

ヨーロッパのドイツ語圏における社会民主主義は、社会化の実験において、体制内に浸透する異端 (outsider as *insider*) のあり方を模索した。その実験は見るべき成果を挙げなかった。しかし、東アジアの日本から来た留學生たちは、社会化の発想と理論を持ち帰り、法曹の世界における、あるいは高等教育の領域における、さらには労働問題の分野における「密教」として保持し続け、発酵させることに成功したのである。

ほぼ四〇年前、一八八〇年代の初頭、伊藤博文が「プロイセン・モデル」を受容する場となったのがベルリンであったが、一九二〇年代初頭のベルリンは、日本人法学者や経済学徒、あるいは哲学の徒によって「ワイマール・モデル」を受容する場となっていた。「擬似宗教としての知には、必ず帰依すべき聖地が存在する」<sup>(6)</sup>のであった。

大正デモクラシー状況下における日本社会の「改造」を基底的価値意識とする日本の学徒たちが、ドイツ革命の帰結としてのワイマール・デモクラシーを「模範国」形態として受容した理論作業は、帝国憲法体制下の日本社会における社会化志向伏流化の知的営為となった。一九四六年の憲法議会における鈴木義男や森戸辰男の憲法草案修正の作業は、そのような伏流の表出にほかならなかった。

(1) 篠原一『ドイツ革命史序説―革命におけるエリートと大衆―』岩波書店、一九五六年、一五九ページ、一六二ページ。先に岡義武『ワイマール共和国の悲劇』において、社会化動向への「抑制」と「局限化」が指摘されているのを見た(三の注3)。この岡の指摘は、篠原によつて詳しく展開された。篠原は、ドイツ革命の分析にあたって、大衆の参加の要因よりも指導の要因を重視していた。「社会民主党幹部は、権力の主体者としての自己の責任を無視して、主体的条件の欠如を専ら労働者階級の社会意識の低さに帰着せしめ、社会化実現の可能性を労働者階級の成長如何にかかわらずめた」とする篠原は(同上、一七一ページ)、そのような社会民主党幹部の思考様式における「創造性」の欠落に、社会化の進展の阻止要因を見出している。「ドイツ革命は、革命という動乱の時代に、しかも強力な政治権力を行使することによつて新しい建設を行なわなければならない特殊な政治状況において、革新的エリートとしてもなお充分とはいえないような思考様式をもつた代表的エリート(代行主義的エリート引用者)、言葉をかえていえば、創造的構想はもとより、時代に対する洞察力をも欠いたエリートが、政治権力の衝に当らねばならなかったということに、その悲劇の究極的な原因をもつていたといわなければならないであろう」(一八六ページ)と篠原は言う。そして、この「ワイマール共和国の悲劇」は「ヨーロッパ労働運動の悲劇」(A・シュトゥムタル)に引き継がれたのであった。篠原の『ドイツ革命史序説』が析出した代行主義エリートにおけるステーツマンシップ欠落の問題性は、今日、篠原が新たに析出する「ライブリー・ポリティクス」の状況においても、なお有効であると見たい。

(2) Peter Gay, *Weimar Culture: the Outsider as Insider*. 1968. 亀島康一訳『ワイマール文化』みすず書房、一九八七

年、「序」を参照。ピーター・ゲイが、トレルチ、マイネッケ、そしてマンハイムをトーマス・マンの先行者と論じている点に注目したい。

(3) ワイマール憲法の条文は、一九二〇年代、日本の社会に紹介されていた。たとえば、土橋友四郎著訳「日本憲法比較対照・世界各国憲法」有斐閣、一九二五年がある。イェリネックの憲法変遷論の視点で「一八四九年の憲法」における「国民の基本権」が「ワイマール憲法、即ち独逸現行憲法に於て其大部分が復活した」と説く浅井清「近代独逸憲法史」慶応義塾出版局、一九二八年、など、例の少ない比較憲法論の成果となっている。一九三三年の授権法によってワイマール憲法が空文化された段階で、国民社会主義労働党綱領との比較において、ワイマール憲法の全文が逐条解説されている皮肉な例もある。土橋友四郎「ナチス独逸帝国の修正憲法―ナチス政權に依り修正されたるワイマール憲法―」錦松堂、一九三八年。ワイマール・デモクラシーを積極的に評価する形跡は稀薄であった。

(4) 孫田秀春「労働法の開拓者たち―労働法四十年の思い出―」実業之日本社、一九五九年、一一五ページ。

(5) 孫田秀春や末弘敏太郎などと共に、ベルンでエールリッヒを囲んだ日本入法学者は、宮本英脩（京大、刑法）、森山武市郎（控訴院検事長、民法、労働法）、大谷美隆（明大、民法、憲法）らであったとされている（同右、一八ページ）。孫田は、ベルンで桑田熊蔵と会った後（同上、七四ページ）、一九二二年にはベルリンで、美濃部達吉、春木一郎、矢作栄蔵、豊島直通らがギールケについて語り合うなどする会合に出席したと回顧している（同上、一〇ページ）。三木清が一九二二年にカール・マンハイムやカール・レヴィットから「読書指導」を受けたように、孫田秀春は、オイゲン・エールリッヒやルドルフ・シュタムラーから「個人指導」を受けていた。いずれも、稀覯書や貴重コレクションの大量購入以上に強烈なワイマール文化の伝達と受容の形態であった。

(6) 山室信一「法制官僚の時代―国家の設計と知の歷程―」木鐸社、一九八四年、三ページ。一九世紀末における日本の法制官僚における準梃枠組としてのフランス、イギリス、プロイセン、などのモデル化について、「模範国」データベースの構築がこの書で試みられている。ところで、この浩瀚の書で、「ドイツ学」の壁が一九四五年における「超越的な知の降臨」によって突き崩された、とあるが（同上書、三一七ページ）、以上の拙論における論議は、「ドイツ学」



が「プロイセン・モデル」から「ワイマール・モデル」に転換して継受されていることの「検証」になってはいないであらうか。